

# 郵政改革に関する信用組合の考え方

平成22年11月2日

社団法人 全国信用組合中央協会

【全国信用組合中央協会 中津川会長談話：平成22年10月8日公表】

## 郵政改革関連法案の閣議決定について

本日、郵政改革関連法案が閣議決定されました。

私ども信用組合業界では、これまで郵政改革について、実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行との間では、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながるおそれがあることから、預入限度額の引上げや貸出業務への進出等の業務範囲の拡大は断じて容認できるものではなく、ゆうちょ銀行は「民業の補完」に徹するべきと繰り返し主張をしてまいりました。

しかしながら、本日、閣議決定された法案は、先の通常国会において廃案となったものと同様、「少額貯蓄手段の提供」や「民業補完」の法的位置付けが明確にされないまま、届出により新たな業務への進出が可能となる内容となっており、これまでの私どもの主張が全く反映されておらず、極めて遺憾と言わざるを得ません。

今後の法案審議に際しては、私ども信用組合が地域金融、中小零細事業者等に対する金融の最後の拠り所としての役割を担っていることについてご理解をいただくとともに、地域や中小企業金融に無用の混乱を招くことのないよう、慎重かつ十分な審議が進められることを強く要望いたします。

以上

【全国信用組合中央協会 中津川会長談話：平成22年4月20日公表】

## 郵政改革に関する法案骨子の公表について

本日、郵政改革に関連する法案骨子が公表されました。

私ども信用組合業界では、これまで一貫して、「民間金融機関との公正な競争条件の確保、地域金融・地域経済との共存、更には、ゆうちょ銀行の預入限度額の引上げ等業務範囲の拡大は断じて容認できるものではない」と強く主張するとともに、民業では提供できない業務・サービスの補完に徹するよう要望してまいりました。

今般示された骨子では、ゆうちょ銀行は、政府の関与が強く残る正に「官業」そのものであると考えており、そのゆうちょ銀行が、預入限度額の引上げや届出制に基づいて貸出等新規業務へ進出することによって、さらに肥大化することになれば、民業圧迫につながるおそれがあり強く懸念するものであります。

すなわち、ゆうちょ銀行の肥大化は、中小企業金融、信用組合経営を圧迫し、ひいては、中小零細事業者等への円滑な資金供給を大きく阻害するおそれがあることから、到底容認できないものであります。

今後、ゆうちょ銀行が「官業」であることを踏まえ、あらためて以下の点について、法的枠組みを設けていただくよう強く望みます。

1. 新たに制定される法律の目的規定に、「少額貯蓄手段の提供」及び「民業補完」の位置付けを明確化すること。
2. 預入限度額の2,000万円への引き上げや業務範囲の拡大は実施しないこと。
3. 仮に業務範囲の限定的な拡大を検討する場合でも、設置が予定されている第三者委員会が、中立なメンバーで構成され、民業補完や公正な競争条件が担保されると判断される場合に限り、「認可」とする枠組みを設けること。

今後の法案審議においては、私ども信用組合が地域金融、中小零細事業者に対する金融の最後の拠り所としての役割を担っていることについて改めてご理解をいただくとともに、郵政改革素案に明示された「地域金融や中小企業金融にとっての役割に配慮する」との観点を踏まえ、慎重かつ十分な検討が進められることを強く要望いたします。

以上

# ◆ 郵政改革に関する考え方

## ゆうちょ銀行

・ 「官業」そのもののゆうちょ銀行の預入限度額の2,000万円への引上げ、貸出業務等への進出

・ ゆうちょ銀行に対しては、国民の意識の中に「いざとなれば政府が何らかの支援をする、してくれる」という安心感が存在  
・ 特に高齢者の認識は「郵便局イコールお国」

・ 公正な競争条件が確保されないまま巨大な資本と資金力を持ち、かつ、膨大な地域の個人情報保有

## 信用組合

・ 中小企業金融、とりわけ、信用組合が最後の拠り所としての役割を担っている中小零細事業者等への円滑な資金供給を大きく阻害する。

・ 計り知れないアドバンテージであり、民間との競争において公正な条件が確保されているとは到底言えない。  
・ 信用組合は相対的に高齢者との取引が多く、ゆうちょ銀行の預入枠が拡大し、積極的なセールスがなされれば、移し替えようとする動きが当然起こってくる。

・ ゆうちょ銀行が資金の運用先を求め、貸出業務への進出等の業務範囲を拡大することになれば、到底共存共栄関係とはなり得ない。

## ◆ 信用組合の業況(平成22年9月末)

■ 信用組合数	159組合
■ 店舗数	1,763店
■ 役職員数	2万2千人
■ 組合員数	375万人
■ 預金積金	17兆1千億円 (前年同月比3.2%増)
■ 貸出金	9兆4千億円 (前年同月比0.2%増)
■ 自己資本比率	10.9%
■ 不良債権比率	8.5%

### 預金量別信用組合数

1兆円以上	1組合
5,000億円～	2組合
3,000億円～	9組合
2,000億円～	10組合
1,000億円～	30組合
500億円～	44組合
300億円～	23組合
100億円～	30組合
100億円未満	10組合

[注]自己資本比率、不良債権比率は22年3月末。

## ◆ 信用組合の業態

### ◆ 地域信用組合(115組合)

- ・一定の地区内の小規模事業者や勤労者、住民のための信用組合
- ・地区の範囲は、ほとんどが1都道府県内(大部分はより狭い地区内)

### ◆ 業域信用組合(27組合)

- ・同業種の人たちによる信用組合
- 〔例〕 医師、歯科医師、出版製本、公衆浴場、青果市場、運輸観光業など

### ◆ 職域信用組合(17組合)

- ・同じ職場に勤務する人たちのための信用組合
- 〔例〕 官公庁(都庁・県庁・市役所・警察・消防)、鉄道、新聞社など

## ◆ 業態別の業況

(金額単位:億円)

	全 国	地 域		業 域	職 域
			(うち民族系)		
組合数	159組合	115組合	16組合	27組合	17組合
預金積金 (1組合当り)	171,607 (1,079)	151,422 (1,316)	19,812 (1,238)	9,781 (362)	10,402 (611)
(最大)	(10,779)	(10,779)	(7,745)	(1,030)	(3,691)
(最小)	(33)	(41)	(109)	(69)	(33)
貸出金 (1組合当り)	94,021 (591)	85,413 (742)	13,036 (814)	3,227 (119)	5,380 (316)
預貸率	54.8%	56.4%	65.8%	33%	51.7%
店舗数 (1組合当り)	1,763店 (11店)	1,683店 (14.6店)	180店 (11.2店)	49店 (1.8店)	31店 (1.8店)
出資金 (1組合当り)	3,334 (20)	3,201 (27)	626 (39)	73 (2)	59 (3)
組合員数 (1組合当り)	3,751千人 (23千人)	3,375千人 (29千人)	319千人 (19千人)	80千人 (3千人)	295千人 (17千人)
常勤役職員数 (1組合当り)	22,171人 (139人)	21,031人 (182人)	2,570人 (160人)	627人 (23人)	513人 (30人)

(資料)全国信用組合預金貸出金等速報(平成22年9月末)

## ◆ 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況

### 《債務者が中小企業である場合》

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率①	実行率②
主要行等 (11)	62,356 (31,787)	42,683 (24,453)	1,115 (656)	16,475 (5,986)	2,083 (690)	97.5%	68.5%
地域銀行 (107)	210,326 (59,114)	161,162 (47,769)	2,989 (792)	38,995 (9,156)	7,180 (1,392)	98.2%	76.6%
その他の銀行 (29)	5,410 (802)	4,221 (477)	129 (19)	569 (277)	491 (28)	97.0%	78.0%
信用金庫 (273)	161,399 (30,270)	125,043 (23,406)	1,818 (409)	29,592 (5,651)	4,946 (795)	98.6%	77.5%
信用組合 (160)	26,315 (5,513)	21,224 (4,450)	227 (53)	4,120 (879)	744 (127)	98.9%	80.7%
労働金庫 (14)	1 (3)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	100.0%	100.0%
信農連・信漁連 (67)	1,703 (963)	1,553 (774)	14 (26)	114 (150)	22 (12)	99.1%	91.2%
農協・漁協 (895)	13,857 (1,430)	12,187 (954)	125 (27)	1,326 (386)	219 (60)	99.0%	87.9%
合計 (1556)	481,367 (129,882)	368,074 (102,286)	6,417 (1,982)	91,191 (22,485)	15,685 (3,104)	98.3%	76.5%

・金融庁公表資料より（中小企業金融円滑化法施行日から平成22年3月31日までに行った貸付け条件の変更等の状況）

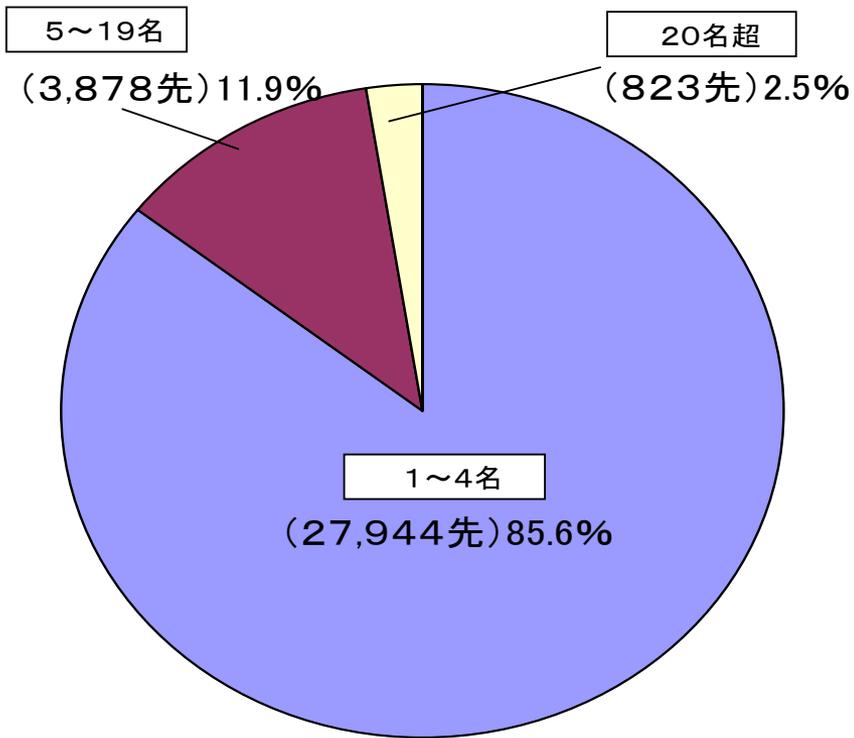
・実行率①＝実行件数／（実行件数＋謝絶件数）、実行率②＝実行件数／申込み件数

# ◆ 取引先の従業員数別構成

信用組合の取引先の8割以上が従業員規模4名以下の小規模事業者です。

従業員数別取引先構成

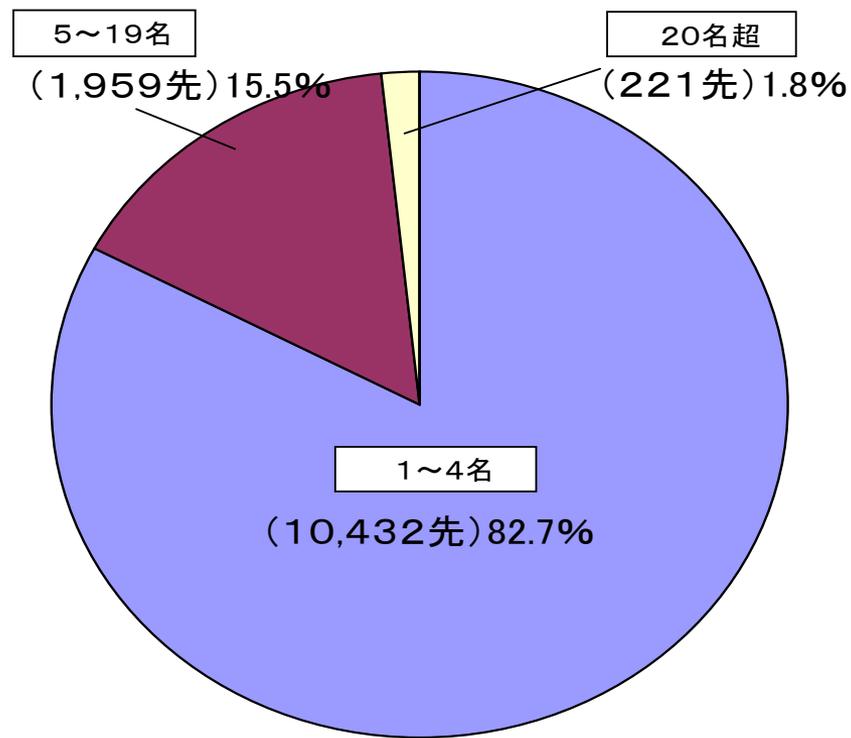
(32,645先)



預金量4,000億円規模の信用組合の例

従業員数別取引先構成

(12,612先)



預金量1,000億円規模の信用組合の例

# ◆ 貸出先の金額階層別構成

大規模組合（預金量2000億円以上の地域10組合）

貸出先21.1万先中、1000万円未満では、17.3万先と、全体の82.0%で、貸出先の大宗を占めている。

小規模組合（預金量500億円以下の地域10組合）

貸出先4.2万先中、1000万円未満では、3.7万先と、全体の88.1%で、貸出先の大宗を占めている。

